

入札公告兼入札説明書

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和5年12月22日

前橋市長 山本 龍

1 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 物件名 道路清掃車
- (2) 購入物品 別紙仕様書による（前橋市役所ホームページに掲載）
- (3) 数量 1台
- (4) 納入場所 別紙仕様書による（前橋市役所ホームページに掲載）
- (5) 納入期限 令和7年3月31日（月）
- (6) 入札参加形態

単体による参加とする。

- (7) 入札方法

対面での入札とする。

- (8) 入札日時

別表⑥のとおり。

- (9) 入札場所

前橋市役所3階 入札室

- (10) 入札保証金

免除

- (11) 契約保証金

ア この競争入札の落札者は、契約締結の日までに次のいずれかの保証を付さなければならぬ。

(ア) 契約保証金の納付による保証

(イ) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

(ウ) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結による保証

イ アの定めにかかわらず、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間に本市、国（独立行政法人等を含む。）又はその他の地方公共団体とこの入札公告における業務と同程度の規模の契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて

誠実に履行した者で、落札決定後2日（前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）に規定する市の休日を除く。）以内に契約保証金免除申請書を本市に提出し、本市が契約保証金の免除を承認した場合には契約保証金を免除するものとする。

ウ アに掲げる契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、売買代金額の10分の1以上とすること。

2 入札参加資格

この公告の条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、この公告に係る競争入札参加資格確認通知書により資格有りとする通知を受けている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (4) 5(1)で定める申請書の提出期間の末日の翌日から1(9)で定める開札日までの間のいずれの日においても前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において、関連がある者でないこと。
- (7) 中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合等とその組合員が同時に入札参加申請をしていないこと。
- (8) 本市の令和4・5年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた営業品目に大分類：「車両類」又は大分類：「産業用機械」が含まれていること。
- (9) 前橋市内に本社若しくは本店又は本市との契約に当たり委任先として登録している支社若しくは支店（営業所等を含む。）を有している者であること。

3 仕様書等の配布期間、配布方法及び問い合わせ先

- (1) 配布期間 別表①のとおり。

(2) 取得方法

原則として、前橋市役所ホームページ【下段(3)参照】からダウンロードすることにより取得するものとする。ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合には、前橋市役所契約監理課契約管理係で交付を受けること。

(3) 問い合わせ先 前橋市総務部契約監理課契約管理係

前橋市大手町二丁目12番1号

電話027-898-6285（直通）

ファックス027-243-3522

前橋市ホームページ 【入札公告（物品）】 ページ

https://www.city.maebashi.gunma.jp/sangyo_business/9/5/9771.html

※検索方法 → ホーム>産業・ビジネス>入札・契約情報>発注・契約情報

4 入札参加資格の確認等

この競争入札の参加希望者は、次に掲げる書類（以下次に掲げる(1)～(2)の書類等を総称して「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、申請書等を提出期間内に提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この競争入札に参加することができない。

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(2) 誓約書（様式第2号）

※押印を省略する場合、発行責任者及び担当者の欄に記名すること。

5 申請書等の提出

(1) 提出期間 別表②のとおり。

(2) 提出方法

直接持参、郵送、ファックス、又はメールによる。ただし、郵送の場合は、簡易書留等を使用すること。また、メールの場合は、3(3)に電話連絡すること。

(3) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認は申請書等の提出期限後に行うものとし、その結果は、原則、別表③に定める期限までにメールにて競争入札参加資格確認通知書を送信する。なお、メールの受信が困難な場合には、別表②に定める期限までに3(3)に連絡すること。

(4) 問い合わせ先

3(3)と同じ。

6 質問及び回答について

(1) 質問受付期間

別表④のとおり。

(2) 質問方法

前橋市役所契約監理課に直接持参、ファックス又はメールによる。メールの場合は、3(3)に電話連絡すること。なお、題名、説明要求内等に入札参加者名を特定できる記載がある質問には回答しない。

(3) 質問に対する回答期間及び方法

質問に対する回答は、別表⑤に定める期間において、質問者に対して原則、メールにて回答するとともに前橋市役所契約監理課窓口カウンター（物品・役務）に文書ファイルを設置し閲覧に供する。また前橋市役所ホームページ【3(3)参照】において公開する。なお、メールの受信が困難な場合には、別表④に定める期限までに3(3)に連絡すること。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争入札参加資格確認通知書に入札参加資格がないと認めた理由を付して通知するため、理由の説明は行わない。

8 入札に関する事項

(1) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

ア 本件競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 申請書等に虚偽の記載をする等虚偽の申請をした者の入札

ウ 同一事項に対し2以上の入札をした者の入札

エ 入札に際し不正行為のあった者の入札

オ 入札書に必要な事項を記載しなかった者の入札

カ その他入札に関する条件に違反した者の入札

キ 錯誤、積算ミス、仕様書等の認識不足等により入札金額を誤記入し、当該入札書提出後、落札宣言をするまでに入札者からの錯誤の申し出があった場合は、その入札書を無効とすることが出来る。無効札と決定した場合は、入札終了後直ちに、入札書の錯誤の申し出があった者から入札錯誤弁明書を徴するものとする。入札錯誤弁明書は、3(3)へ書面により直接提出するものとする。

なお、落札宣言後には無効にすることが出来ず、当該入札書は有効なものとして取り扱われる。

また、入札参加資格のある旨の確認を受けた者であっても、開札の時ににおいて2に掲げる入札参加資格のない者が行った入札は、上記アに該当する。

(2) 入札時における注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするため、入札者は、消費税法（昭和

63年法律第108号)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

ウ 入札執行回数は、2回までとする。

(3) 開札について

開札は、入札者又は当該入札に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められる場合は、入札者及び当該入札に関係のない職員を立ち合わせないことができるものとする。

(4) 落札者の決定方法

ア 前橋市契約規則（平成2年前橋市規則第4号）第6条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格となる総価をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(5) 入札結果の公表

前橋市役所ホームページにより公表する。

9 本契約締結までの間の取扱い

この物品売買契約は、前橋市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年前橋市条例第17号）第3条に規定する議会の議決に付すべき契約に該当するので、物品売買仮契約書により仮契約を締結するものとし、当該物品売買契約に係る議会の議決があった場合は、当該物品売買仮契約書を本契約に基づく契約書とする。

ただし、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号のいずれかに該当する場合の落札決定又は仮契約の取扱いについては、当該各号に定めるところによる。

また、その場合、市は損害賠償の責を一切負わない。

(1) 落札決定から仮契約締結までの間に前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消す。

(2) 仮契約締結から本契約締結（議会の議決日）までの間に前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止を受けた場合は、仮契約を解除する。

10 その他

(1) 現場説明会は、開催しない。

(2) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

- (3) 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) 提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
ただし、前橋市情報公開条例（平成9年前橋市条例第45号）に基づく情報公開請求があった場合には、申請書等のうち、同条例の規定により非公開とされる部分を除き、公開申すものとする。
- (6) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、前橋市物品の製造等業者指名止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (7) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。